

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成30年12月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800360号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800088号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年3月30日から同年4月1日まで

昭和52年4月1日からA社に正社員として勤務し、昭和53年3月31日に退職した。同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年3月30日と記録されているが、当時の給与明細書では厚生年金保険料が控除されているので、請求期間を被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社における厚生年金保険被保険者期間の月数は、オンライン記録によると11か月(期間は昭和52年4月1日から昭和53年3月30日まで)と記録されているところ、請求者から提出された給与明細書によると、請求者は13か月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された「53年4月給与明細書」において出勤日数は7日と記載されていることから、請求期間当時の給与計算の締日及び休日並びに請求者の退職日についてB社に照会したものの、同社の社会保険事務担当者は、請求期間当時の記録は残っておらず、当時のことを知る者もないため不明と陳述している上、請求者に係る雇用保険の加入記録における離職年月日は昭和53年3月29日と記録されているため、請求者が請求期間においてA社に在籍していたことが確認できない。

また、請求者が名前を挙げた同僚に照会したものの、請求者の退職日を特定できる回答を得ることはできなかった。

さらに、昭和45年から昭和52年までの間にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚のうち、資格喪失日が30日又は31日と記録されている同僚8名に照会し、7名から回答を得たが、自身の資格喪失日の記録が違っていると回答した者はいない。

加えて、オンライン記録の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、健康保険厚生年金保険被

保険者原票の資格喪失日及びC厚生年金基金の清算人から提出された基本異動記録における請求者の資格喪失日と一致していることが確認できる上、前述の雇用保険の加入記録における離職年月日とも符合している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険の被保険者資格について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800358号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800089号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年7月2日から平成元年4月17日まで

A社に勤務していたにもかかわらず、請求期間における厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録により、請求者は、昭和50年7月2日から平成元年4月16日までA社に勤務していたと認められる。

しかしながら、請求者から提出された給与明細書の「厚年」欄には控除額が記載されていない上、昭和59年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額について、当局で検証したものの、厚生年金保険料であることを推認することはできない。

また、請求者から提出された保険料預りと記載された3枚の用紙には、それぞれ昭和57年10月末日20,000円、昭和59年5月末日20,000円、昭和60年1月末日20,000円との記載が確認できるが、当該金額について、請求期間当時の事業主は既に亡くなっているため照会することができない上、同僚に照会したものの、厚生年金保険料であることをうかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、請求期間当時のA社における従業員の厚生年金保険の取扱いについて複数の同僚に照会したところ、i)現場の人は厚生年金保険に加入させておらず、現場でも責任者や事務の人は加入することもあったが、そのような人でも加入していない人がいた旨、ii)現場の人は会社に厚生年金保険に加入させてくれるようお願いしてもなかなか加入させてもらえなかった旨、iii)請求期間当時、請求者は厚生年金保険に加入していなかったため給与から厚生年金保険料を控除されていなかったこと及び平成に入って数年経過してからの会計検査で指摘されたことにより、全員が厚生年金保険に加入するようになった旨回答している。

加えて、請求期間におけるA社に係る厚生年金保険被保険者原票に請求者の氏名を確認でき

ず、整理番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。